77 看護小規模多機能型居宅介護費

加算•減算名	実施	体制	ħ	口算•減算	加算・減算適用要件
定員超過利用減算			減		登録者の数が市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えた場合
人員基準欠如減算		0	減 算 	70/100	従業者が指定地域密着型サービス基準に定める員数をおいていないこと。
過少サービスに対する 減算		0	減算	70/100	指定看護小規模多機能型居宅介護が提供する通いサービス(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する通いサービスをいう。)、訪問サービス(同項に規定する訪問サービスをいう。)及び宿泊サービス(同条第6項に規定する宿泊サービスをいう。)の算定月における提供回数について、登録者(短期利用居宅介護費を算定する者を除く。)1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合
訪問看護体制減算		0	減算	介護度ごとの 単位数	別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示95号75)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型事業所については、訪問看護体制減算として、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護3である者については1月につき1,850単位を、要介護5である者については1月につき2,914単位を所定単位数から減算する。 <平成27年厚生労働省告示95号75〉次のいずれにも適合すること。 イ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者(複合型サービス費に係る短期利用居宅介護費を算定する者を除く。以下同じ。)の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の30未満であること。 ロ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30未満であること。 ハ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の30未満であること。
主治の医師による指示	0		算	〇1月につき 要単にでで の りまで の りまで の りまで の りまで の りまで の りまで の りまで の りまで の りまで の りまで の りまで の りまで の りまで の りまで の りまで の りまで りまで りまで りまで りまで りまで りまで りまで りまで りまで	指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師が、当該者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等(平成27年厚生労働省告示94号51)により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合 要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4である者については1月につき1850単位を、要介護5である者については1月につき2941単位を所定単位数から減算 <平成27年厚生労働省告示94号51> 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱随性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚(けい)髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 〇指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1日につき30単位を、要介護4である者については1日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。

加算•減算名	実施	体制	カ	口算•減算	加算・減算適用要件
初期加算	0		加算	1日につき 30単位	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間 30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様
認知症加算 I	0		加算	1月につき 800単位	厚生労働大臣が定める登録者(平成27年厚生労働省告示第94号52)に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合 <平成27年厚生労働省告示第94号52イ> 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 <平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 第2の9(6)> ①「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとする。
認知症加算Ⅱ	0		加算	1月につき 500単位	厚生労働大臣が定める登録者(平成27年厚生労働省告示第94号52)に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合 <平成27年厚生労働省告示第94号52ロ> 要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの <平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 第2の9(6)> ②「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの」とは、日常生活自立度のランクⅡに該当する者を指すものとする。

加算•減算名	実施	体制制	加算•減算	加算・減算適用要件
退院時共同指導加算	0		退院又は 10 に特別な 10 を 利用 20 9 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60	

加算·減算名	実体 加施制	算•減算		加算·減算適用要件
		司指導を実施し <i>†</i> 指導加算を算定		① 算定できない。退院後初回の訪問看護を行った月の同一月若しくは前月に退院時共同指導を実施した場合に算定できる。(平24.3版 VOL267 問39)
	② 退院時共同	司指導加算を2ヵ		② 退院時共同指導加算は、1回の入院について1回に限り算定可能であるため、1ヵ所の訪問看護ステーションのみで算定できる。ただし、特別管理加算を算定している状態の利用者(1回の入院につき2回算定可能な利用者)について、2ヵ所の訪問看護ステーションがそれぞれ別の日に退院時共同指導を行った場合は、2ヵ所の訪問看護ステーションでそれぞれ1回ずつ退院時共同指導加算を算定することも可能である。(平24.3版 VOL267 問40)
退院時共同指導加算 Q&A		利用者が1ヶ月		③ 算定できる。ただし、例2の場合のように退院時共同指導を2回行った場合でも退院後1度も訪問看護を実施せず再入院した場合は、退院時共同指導加算は1回のみ算定できる。
				(例1)退院時共同指導加算は2回算定できる 入院→退院時共同指導→退院→訪問看護の提供→再入院→退院時共同指導→訪問 看護の実施
				(例2)退院時共同指導加算は1回算定できる 入院→退院時共同指導→退院→再入院→退院時共同指導→訪問看護の実施 (平24.3版 VOL267 問41)
	100		サービス基準第174条第1項に規定する登録定員を 平成30年3月31日までの間	居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員(指定地域密着型いう。以下同じ。)の100分の70に満たない指定複合型サービス事業所
事業開始時支援加算	O 加 算	500単位		第0331005号 老老発第0331018号 第2の9(10)>除く。)の数が過去に一度でも登録定員の100分の70以上となったことのある事業所にっても、当該加算の算定はできないものである。

加算•減算名	実施	体制	ħ	□算•減算	加算・減算適用要件
緊急時訪問看護加算	Δ		加算	1月につき 540単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号76)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定複合型サービス事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う場合(訪問看護サービスを行う場合に限る。) < 平成27年厚生労働省告示第95号76 > 利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。 < 平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 第2の9(11) > ① 緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある盲及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。② 緊急時訪問看護加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算するものとする。なお当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における二十四時間連絡体制加算及び二十四時間対応体制加算は算定できないこと。 ③ 緊急時訪問看護加算は、一人の利用者に対し、一の下の事業所に限り算定できる。このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護サービスを受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。 ④ 緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が複合型サービス事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。なお、緊急時訪問看護加算の同田は利用者や居宅介護支援事業所が複合型サービス事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。なお、緊急時訪問看護加算の同日は利用者や居宅介護支援事業所が複合型サービス事業所を選定するものとする。
緊急時訪問看護加算 Q&A	別管緊急	理力 は時記 訪問	算 <i>0</i> 訪問看)算定は個別の 計護加算も算定で を行う医療機関	管理加算を算定する状態の者が算定されており、特 ① 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあっ 契約が必要なので、その契約が成立しない場合は できないのか。

加算•減算名	実施) t	□算•減算	加算・減算適用要件				
特別管理加算(I)	Δ		加算	1月につき 500単位	指定看護小規模多機能型介護に関し特別な管理を必要とする利用者として <u>厚生労働大臣が定める状態(平成27年厚生労働省告示94号五54)</u> のイに該当する状態にある者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービスを行う場合に限る。)の実施に関する計画的な管理を行った場合 〈平成27年厚生労働省告示94号54〉 イ 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 〈平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 第2の9(12)〉 ② 特別管理加算は、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に算定するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できないこと。 ③ 特別管理加算は、一人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。				
特別管理加算(Ⅱ)	Δ		加算	1月につき 250単位	指定看護小規模多機能型居宅介護に関し特別な管理を必要とする利用者として <u>厚生労働大臣が定める状態(平成27年厚生労働省告示94号54)</u> の口から木に該当する状態にある者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービスを行う場合に限る。)の実施に関する計画的な管理を行った場合 <平成27年厚生労働省告示94号54> ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ 人工肛(こう)門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している状態 ニ 真皮を越える褥瘡(じよくそう)の状態 ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 <平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 第2の9(10)> ② 特別管理加算は、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に算定するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できないこと。 ③ 特別管理加算は、一人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。				
	いる								

加算•減算名	実 体 加算・減算	加算·減算適用要件
	② 特別管理加算を算定するためには、緊急時訪問看護加算を算定することが 要件か。	② 特別管理加算の算定について、緊急時訪問看護加算の算定は要件ではないが、特別管理加算の対象者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制その他必要な体制を整備していることが望ましい。(平15.4版Q&A 2訪問看護 問6)
	③ 理学療法士等による訪問看護のみ利用する利用者について特別管理加算は算定できるか。	③ 特別管理加算については、別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して、当該状態に係る計画的な管理を行った場合に算定するとされており、訪問看護ステーションの理学療法士等によるリハビリテーションを中心とした訪問看護のみを利用する利用者については、そうした計画的な管理が行われているとは想定されないため、一般的には当該加算は算定できない。(平15.4版 Q&A 2訪問看護 問7)
	④ 複数の事業所から訪問看護を利用する場合の特別管理加算について、「その配分は事業所相互の合議に委ねられる」とされているが、その具体的な内容について如何。	④ 特別管理加算については、1人の利用者に対し、1カ所の事業所に限り算定できるが、複数の訪問看護事業所が関わっている場合は、1カ所の事業所が加算を請求した後に、事業所間で協議して、各事業所の特別管理に係る業務の比重に応じて当該請求に係る収入を案分することになる。(平15.4版 Q&A 2訪問看護 問5)
特別管理加算Q&A	⑤ ドレーンチューブを使用している場合は、特別管理加算を算定できないのか。	⑤ 経皮経肝胆管ドレナージチューブなど留置されているドレーンチューブについては、留置カテーテルと同様に計画的な管理を行っている場合は算定できる。ただし、処置等のため短時間、一時的に挿入されたドレーンチューブについては算定できない。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの特別管理加算についても同様の取扱いとなる。(平24.3版 VOL267 問28)
	⑥ 留置カテーテルが挿入されていれば、特別管理加算は算定できるのか。	⑥ 留置カテーテルからの排液の性状、量などの観察、薬剤の注入、水分バランスの計測等計画的な管理を行っている場合は算定できるが、単に留置カテーテルが挿入されているだけでは算定できない。また、輸液用のポート等が挿入されている場合であっても、訪問看護において一度もポートを用いた薬剤の注入を行っていない場合は、計画的な管理が十分に行われていないため算定できない。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの特別管理加算についても同様の取扱いとなる。(平24.3版 VOL267 問29)
	⑦ 特別管理加算は1人の利用者につき1ヵ所の訪問看護事業所しか算定できないが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスを利用する場合など訪問看護事業所以外の事業所であれば同一月に複数の事業所で特別管理加算を算定できるのか。	
	⑧ 「真皮を超える褥瘡の状態にある者」の特別管理加算の算定要件として「定期的に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価を行い〜(略)〜実施したケアについて訪問看護記録書に記録すること」とあるが、記録について具体的な様式は定められているのか。	⑧ 様式は定めていない。(平24.3版 VOL267 問31)

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算•減算	適用要何	牛				
	⑨ 「点滴注射を週3回以上行う必	要があると認められる状態」として、特別管理 には在宅患者訪問点滴注射指示書であること	⑨ 在宅患者訪問 ば通常の訪問看詞 示については7日	隻指示書その	の他の様式	tであっても;	差し支えなり	ハ。ただし、	点滴注射の指
	⑩ 予定では週3日以上の点滴注類より3日以上実施出来なかった場合	射指示が出ていたが、利用者の状態変化等に 合は算定できるのか。	⑪ 算定できない。	。(平24. 3	版 VOL2	267 問34)			
		要があると認められる状態」として、特別管理たがって週3日の要件を満たす場合はどのよう	① 点滴注射を7E 例えば4月28日(ゴ 場合(指示期間* を算定する。加算 月、5月それぞれ3 い。なお、上記の は、5月も算定可食	上曜日)から 1)は、算定 は医師の指 回以上点流 場合、5月中	5月4日(金要件を満た 示期間にで あを実施して に再度点	曜日)までの とす3日目の つき1回算定 ても両月で特 商注射の指	D7日間点流 点滴を実施 できるが、 別管理加 示(*2)がる	角を実施する した4月に特 月をまたいか 算を算定する	る指示が出た 持別管理加算 だ場合でも、4 ることはできな
			4/2	月22 23	义 24	水 木 25 26		土 28 点滴	
特別管理加算Q&A			2.9		5/1 点滴	2 3 点滴 点流 指示期間 * 1		5	
			6	7	8	9 10) 11	12	
			13		15 点滴	16 17		19	
	ている状態が削除されているが、ト	別加算の対象者から、ドレーンチューブを使用し ドレーンチューブを使用している状態にある利 所別管理加算は算定できなくなったのか。	⑫ ドレーンチュー 態にある者に含ま 4版 VOL284 「	れるため、					
	③ 経管栄養や中心静脈栄養の場(I)と特別管理加算(I)のどちら	大態にある利用者については特別管理加算 を算定するのか。	③ 経管栄養や中態にある者である						

加算•減算名	実体	<u>, </u>	加算•減算	加算・減算適用要件
ターミナルケア加算	0	加算	死亡月 2,000単位	在宅又は指定複合型サービス事業所で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号77)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定者護小規模多機能型居宅介護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日 (死亡日及び死亡日前14日以内に36利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働人生が必み状態(平成27年厚生労働省告示94号55)にあるものに限る。)に訪問看護を行っている場合にあっては、1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅又は指定複合型サービス事業所以外の場所で死亡した場合を含む。) 《平成27年厚生労働省告示第95号77> イターミナルケアを受ける利用者について二十四時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)を行うことができる体制を整備していること。 ロ主治の医師との連携の下に、指定訪問看護とおけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行った心とと。 ハターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。 ペ平成27年厚生労働省告示94号55> 次のいずれかに該当する状態 イ多発性硬化性。重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソの病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度が11度又は11度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋/脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、ブリオン病、悪急性硬化性全脳炎、ライソゲーム病、副腎白質ジストロー、・脊髄小脳萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、下生性炎症性脱随性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚(けい)酸損傷及び人工呼吸器を使用している状態 マ飛れ8年3月31日を計発第031005号、老療第0331005号、老を発第0331018号、第2の9(13)> ・今ーミナルケア加算については、在宅又は接合型サービス事業所で応した利用者の死亡月に算定することとされているが、ターミナルケアを後先行うた日の属する月と、利用者の死亡月が翼なる場合には、死亡月ので請求した場合には、同月に訪問者護及の場合といは、在宅又は接合型の時時が企業を第3031018号、第2の9(13)> ・今ーミナルケア加算については、在宅又は接合型が見が見を発力には、一月の計算を発展の対しまれる場合には、最後に実施した場合機能型居宅介護に定期のに適時対心型制度が定することとされているが、ターミナルケア加算を以る情報の場合においてターミナルケア加算を発度の活動の場所を発生のよりに対している状態を発生のよりに対しているよりに対しているよりに対しているよりに対しているよりに対していると思いでは、2000年に対しているよりに対していると思いを対していると思いを対していると思いを対していると思いを対していると思いを対していると思いを対していると思いを使じないると思いを対していると思いを使じないると思いを対していると思いを対していると思いを対していると思いを対していると思いを使じないると思いを表していると思いを対していると思いを対していると思いを対していると思いをいると思いを対していると思いを必要ながあると思いを対していると思いを対していると思いを使じないると思いを対していると思いといると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないと思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないを使いませないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思いを使じないると思
ターミナルケア加算	機関にいうこと	入院し :か。	∟24 時間以内に	以内に2日以上ターミナルケアをしていれば、医療 ① ターミナルケアを実施中に、医療機関に搬送し、24 時間以内に死亡が確認された場死亡した場合にもターミナルケア加算を算定できると 合に算定することができるものとする。(平21.4版 VOL79 間17)
Q&A				日前に介護保険、医療保険でそれぞれ1回、合計2回 ② 算定できる。最後に実施した保険制度において算定すること。(平24.3版 VOL26合にターミナルケア加算は算定できるのか。 7 問35)

加算•減算名	実施	体制	ļ ;	加算•減算	加算・減算適用要件
訪問看護体制強化加 算		0	加	1月につき2,500 単位	別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示95号78)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算する。 <平成27年厚生労働省告示95号78〉次のいずれにも適合すること。 イ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者(複合型サービス費に係る短期利用居宅介護費を算定する者を除く。以下同じ。)の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の80以上であること。
訪問看護体制強化加 算	ビあるか。	を2 ても 用者	回以 、1 と 番Aは	上利用した者又 として数えること」 は1人、3月に利見	前3月間において、当該事業書が提供する看護サー ① 貴見のとおりである。(平27.1版 VOL454 問175) は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者でとは、例えば、3~5月にかけて継続して利用してい目が修了した利用者Bも1人と数えるということでよい 目が修了した利用者Bも1人と数えるということでよい である。(平27.1版 VOL454 問175) は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者でとは、例えば、3~5月にかけて継続して利用していまが修了した利用者Bも1人と数えるということでよい を
Q&A					いて看護サービスを提供した実利用者の割合、特別管理加算及び緊急時訪問看護加算を算定した実利用者の割合を算出する必要がある。 仮に、6月に算定を開始する場合は、5月15日以前に届出を提出する必要があるため、 5月分は見込みとして3月・4月・5月の3月間の割合を算出することとなる。 なお、5月分を見込みとして届出を提出した後に、加算が算定されなくなる状況が生じた 場合には、速やかにその旨を届出すること。(平27.1版 VOL454 問176)

加算•減算名	実施	 	1	加算•減算	加算・減算適用要件
総合マネジメント体制強化加算		0	加	1月につき1,000 単位	別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示95号79)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。 <平成27年厚生労働省告示95号79>次のいずれにも該当すること。 イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。 ロ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。 ハ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。
	時看話うことを	関係 美師 、 とと が 必	者(A 介護 されて 要か	小規模多機能型 養職員その他の履 いるが、個別サ	算について、利用者の心身の状況等に応じて、随 児居宅介護の場合は、介護支援専門員、看護師、准 関係者)が共同して個別サービス計画の見直しを行 一ビス計画の見直しに当たり全ての職種が関わる 一ビス計画の見直しが多職種協働により行われたこ か。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機 能型居宅介護を提供する事業所は、日々変化し得る利用者の状態を確認しつつ、一体 的なサービスを適時・適切に提供することが求められている。これらの事業では、利用者 の生活全般に着目し、日頃から主治の医師や看護師、その他の従業者といった多様な 主体との意思疎通を図ることが必要となり、通常の居宅サービスとは異なる「特有のコスト」を有しているため、総合マネジメント体制強化加算により評価するものである。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機 能型居宅介護を提供する事業所における個別サービス計画の見直しは、多職種協働に より行われるものであるが、その都度全ての職種が関わらなければならないものではな く、見直しの内容に応じて、適切に関係者がかかわることで足りるものである。 また、個別サービス計画の見直しに係る多職種協働は、必ずしもカンファレンスなどの会 議の場により行われる必要はなく、日常的な業務の中でのかかわりを通じて行われることも少なくない。通常の業務の中で、主治の医師や看護師、介護職員等の意見を把握 し、これに基づき個別サービス計画の見直しが行われていれば、本加算の算定要件を満 たすものである。なお、加算の要件を満たすことのみを目的として、新たに多職種協働の 会議を設けたり書類を作成することは要しない。(平27.1版 VOL454 問155)

加算•減算名	実施	体制)	□算•減算	加算・減算適用要件
サービス提供体制強化加算(I)イ		0	加算	イを算定してい る場合1月につ き640単位 ロを算定してい る場合1日につ き21単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号80)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合ただし、サービス提供体制強化加算 I イを算定している場合においては、サービス提供体制強化加算 I ロ及び II、II は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号80イ> (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する看護小規模多機能型預託介護従業者をいう。以下同じ。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。 (3) 当該事業所の従業者(保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。 (4) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき) ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)
サービス提供体制強化 加算(I)ロ		0	加算	イを算定してい る場合1月につ き500単位 ロを算定してい る場合1日につ き16単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号八十)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合ただし、サービス提供体制強化加算 I 口を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算 I イ及び II、II は算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号八十口〉 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者(保健師、看護師又は准看護師を除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当すること。 イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき) ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)
サービス提供体制強化 加算 II		0	加算	1月につき 350単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号80)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定複合型サービス事業所が、登録者に対し、指定複合型サービスを行った場合ただし、サービス提供体制強化加算 I を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算 I 及びⅢは算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号80ハ> (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。 (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。
サービス提供体制強化 加算Ⅲ		0	加算	1月につき 350単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号80)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定複合型サービス事業所が、登録者に対し、指定複合型サービスを行った場合ただし、サービス提供体制強化加算Ⅲを算定している場合においては、サービス提供体制強化加算Ⅰ及びⅡは算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号80二〉 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。 (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算・減算適用要件
介護職員処遇改善加 算(I)	0		加算 76/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号81)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合。ただし、介護職員処遇改善加算(I)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(I)(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号81イ〉 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を請じていること。 (2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出ていること。 (3) 介護職員の処立者の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出ていること。 (4) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長(特別区の区長を含む。)に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十七号)、最低賃金法(昭和二十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 介護職員の任用の際における職責に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (二) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (3) 平成27年4月から20届出の口の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

加算•減算名	実施	体制	ħ	□算•減算	加算・減算適用要件		
介護職員処遇改善加 算(II)	0		加算	42/1000	b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の脂質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 (3)平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の結果(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護 職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。		
介護職員処遇改善加 算(皿)	0		加算	(Ⅱ)により算 定した単位数 の	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号81)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届出た指定複合型サービス事業所が、利用者に対し、指定複合型サービスを行った場合。ただし、介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅳ)は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号81ハ> イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつロ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。		
介護職員処遇改善加 算(IV)	0		加算	(Ⅱ)により算 定した単位数 の 80/100	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号81)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合。ただし、介護職員処遇改善加算(I)(I)(II)は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号81二>イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	介護	職員	如 。	遇改善計画書に	おける賃金改善実施期間はいつから、いつまでか。 加算における賃金改善を実施する期間であり、当該加算は平成24年4月から算定が可能となるため、その賃金改善実施期間についても原則4月(年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月)から翌年の3月までとなる。 なお、交付金を受けている場合等により、賃金改善期間の重複が発生する等の理由がある場合は、賃金改善実施期間を6月から翌年5月までとするなど柔軟な対応をとられたい。 (平24.3版 VOL267 問224)		

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算·減算適用要件
		報告書に関する証拠書類として事業者から求める 示されるのか。	労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に規定する就業規則や就業規則と別に作成している賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を想定している。(平24.3版 VOL267 問225)
	介護職員処遇改善計画書、領	実績報告の様式を変更してもよいか。	3月16日付け老発0316第2号通知で様式例をお示ししたとおりであり、指定権者をまたいで複数事業所を一括して法人単位で介護職員処遇改善計画書を作成することもあり、事務の簡素化の観点から、特段の事情のない限り同様式例を活用して頂きたい。 (平24.3版 VOL267 問226)
介護職員処遇改善加 算 Q&A	介護職員の資質向上の支援 か。	に関する計画には、具体的にどのような内容が必要	当該計画については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針や事業者が求める介護職員像及び介護職員のキャリア志向に応じて適切に設定されたい。また、計画の期間は必ずしも賃金改善実施期間と合致しなくても良い。なお、目標を例示すれば、次のようなものが考えられる (1) 利用者のニーズに応じた良質なサービス提供するために、介護職員が技術・能力(例:介護技術、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等)の向上に努めること。 (2) 事業所全体での資格等(例:介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等)の取得率向上 (平24.3版 VOL267 問227)
		る、厚生労働大臣が別に定める基準の内容のうち、 、「適正に行われていること」について具体的に内容を	加算の算定をしようとする事業所における従事者に対する労働保険の加入状況が適切に行われていることが必要となるため、労働保険保険関係成立届等の納入証明書(写)等を提出書類に添付する等により確認する。(平24.3版 VOL267 問228)
	実績報告書の提出期限はい	つなのか。	各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書を提出する。 例:加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、2か月後の7月末となる。(平24.3版 VOL267 問229)
	キャリアパス及び労働保険が 改めて提出を求める必要があ		介護職員処遇改善交付金を受けている事業所について、都道府県に届出をする場合は、キャリアパス及び労働保険納付に関する確認資料に変更がない場合、省略を可能とする。また、指定都市又は中核市については、都道府県から指定事務等の一環として、これらの確認資料を引き継ぐ場合については、省略を可能とする。地域密着型サービスについて、新たに市町村に届出が必要となる場合については、都道府県に提出している資料と同様のものの提出が必要となる。(平24.3版 VOL267 問230)
		D写しを提出させること等が考えられるが、具体的に	賃金改善計画等の周知については、全従事者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従事者への文書による通知等が考えられるが、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要である。(平24.3版 VOL267 問231)

加算•減算名	実 体 加算・減算	加算·減算適用要件
	労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に科せられていないことは、どのようにして確認するのか。	事業所の指定を行う際と同様に、届出を行う事業所に誓約書等の提出を求めることにより確認する。(平24.3版 VOL267 問232)
	介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の定めには、最低限、どのような内容が必要か。	職責や職務内容等については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針等に基づいて設定することが必要である。(平24.3版 VOL267 問233)
介護職員処遇改善加 算 Q&A	介護職員処遇改善計画書の作成について、当該計画の内容が変更になった場合は、改めて都道府県知事等に届け出る必要があるのか。また、当該計画は、事業年度を超えて作成することはできないと解してよろしいか。	加算を算定する際に提出した介護職員処遇改善計画書等に変更があった場合には、必要な事項を記載した変更の届出を行う。なお、加算取得に影響のない軽微な変更については、必ずしも届け出を行う必要はない。また、介護職員処遇改善計画は収入額・支出額等を各年度、見直しをする必要があるため、各年毎に作成することが必要である。 (平24.3版 VOL267 問235)
	実績報告で賃金改善額が加算額を下回った場合、これまでの交付金と同様、返還する必要があるのか。	加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回ることは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。 なお、悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額 返還となる。(平24.3版 VOL267 問237)
	期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該加算は全額返還となるのか。	加算の算定要件で実績報告を行うことしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。(平24.3版 VOL267 問238)
	通常、加算は実施した翌月以降に請求することとなる、4月から加算を算定しようとする場合、3月中には介護職員処遇改善計画書を作成して従業員に周知しなければならないが、期間が短く対応ができないのではないか。	平成24年度に交付金の承認を受けていた介護サービス事業所等については、当該承認をもって、加算の算定要件を満たしたものとみなし、平成24年5月末までに、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に届出をすることで算定を可能とする経過措置を設定した。従って、この間に介護職員処遇改善計画書を作成し、都道府県知事等に届け出ることが必要である。(平24.3版 VOL267 問239)
		加算は、事業所毎に算定をするため事業所毎の届出が原則となるが、介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等(法人である場合に限る。)である場合や介護サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、介護職員処遇改善計画書は、当該介護サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや介護サービスごとに作成することができる。(平24.3版 VOL267 問240)

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算·減算適用要件
		単独事業所で作成する場合や同一県内の複数事業 、どの様式で届け出ればよいか。	介護職員処遇改善計画書は全ての事業所で作成(複数事業所を一括で作成可能)する必要があり、複数事業所を一括で作成する場合、事業所の一覧(添付資料1)、都道府県状況一覧(添付資料2)、市町村状況一覧(添付資料3)を添付することとしている。単独の事業所で介護職員処遇改善計画書を作成する場合は、添付書類は必要なく、同一県内の複数事業所を一括で作成する場合は、事業所一覧(添付資料1)と市町村状況一覧(添付資料3)が添付資料として必要になる。(平24.3版 VOL267 問241)
介護職員処遇改善加 算 Q&A	介護職員処遇改善加算は、E 用料には反映されるのか。	区分支給限度基準額に反映しないとありますが、利	介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定には含まない。また、利用者には通常の介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を請求することになる。(平24.3 版 VOL267 問242)
37 4.6 <i>1</i> (告書を都道府県知事等に提出 ことを証するため、計画書や9 給付費算定に係る体制等状況	定要件として、介護職員処遇改善計画書や実績報 出することとなっているが、当該要件を満たしている 実績報告書の提出を受けた都道府県知事は、(介護 兄一覧表の「受理通知」は送付しているがそれとは 所に送付する必要があるのか。	加算の算定に係る事務を滞りなく行うために必要な事務については、他の加算同様に実施することが必要である。(平24.3版 VOL267 問243)
	交付金事業では、賃金改善は 同様の取り扱うのか。一時金		介護職員処遇改善計画書には、増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与又は一時金等)等を記載することとしているが、基本給で実施されることが望ましい。(平24.3版 VOL267 問245)
	交付金事業と同様に、賃金改 職員を対象としないことは可能		介護職員処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。(平24.3版 VOL267 問246)
	職員処遇改善加算ではどの様		平成24年当初の特例については、介護職員処遇改善交付金を受けている事業所については、平成24年4月1日から下記の加算を算定する事業所とみなすこととなる。ただし、平成24年5月末日までに届出に関する書類を指定権者に提出する必要がある。また、加算の要件を交付金の時と変更する場合や新規に加算を取得する場合は、新規の届出が必要になり、加算の取得を辞退する場合は、その旨の届出が必要である。 介護職員処遇改善交付金 介護職員処遇改善加算 100% ⇒ 加算(I) 90% ⇒ 加算(I) 80% ⇒ 加算(II) 80% ⇒ 加算(II) (平24. 3版 VOL267 問247)

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算•減算適用要件
			通常の介護報酬における単位の計算と同等に、一単位未満の端数を四捨五入し、現行の他の加算と同様になる。また、利用者負担についても現行の他の加算と同様に、介護職員処遇改善加算額から保険請求額等を減じた額となる。 ※ なお、保険請求額は、1円未満の端数切り捨てにより算定する。 (平24.3版 VOL273 問41)
介護職員処遇改善加 算 Q&A	介護報酬総単位数が区分支給限度 算はどのように算定するのか。	基準額を超えた場合、介護職員処遇改善加	介護職員処遇改善加算は、サービス別の介護報酬総単位数にサービス別の加算率を乗じて算出する。 その上で、利用者負担を算出する際には、まず介護報酬総単位数が区分支給限度基準額を超えているか否かを確認した上で超えている場合には、超過分と当該超過分に係る加算は保険給付の対象外となる。(平24.4版 VOL284 問12)
		限度基準額を超えた場合、どのサービスを とするのか。また、それは誰がどのように判	これまでの取扱いと同様に、いずれのサービスを区分支給限度基準額超過の取扱いとしても構わない。また、ケアプラン作成時に、ケアマネジャーがどのサービスを区分支給限度基準額超過とするかについて判断する。(平24.4版 VOL284 問13)
	賃金改善実施期間は、加算の算定	月数より短くすることは可能か。	加算の算定月数と同じ月数とすること。(平24.4版 VOL284 問14)
		おらず、平成24 年4月から新規に介護職員 ついて、国保連からの支払いは6月になるの することは可能か。	賃金改善実施期間は原則4月から翌年3月までの1年間とすることとしているが、6月からの1年間として取扱うことも可能である。(平24.4版 VOL284 問15)
	介護職員処遇改善実績報告書の「対 求分に係る加算総額を記載するのが	介護職員処遇改善加算総額」欄には保険請 か。	保険請求分に係る加算額(利用者1割負担分を含む)と区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を合算した額を記載することとし、その内訳が分かるようにすること。(平24.4版 VOL284 問16)
	地域密着型サービスの市町村独自 の算定における介護報酬総単位数(介護報酬総単位数に含める取扱いとなる。(平24.4版 VOL284 問17)
	員処遇改善加算(I)が新設された。 処遇改善加算(I)を同時に取得す	が、介護職員処遇改善加算(I)と介護職員 ることによって上乗せ分が得られるのか、そ	新設の介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)(I)に設定されているサービスごとの加算率を1月当たりの総単位数に乗じることにより、月額2万7千円相当の加算が得られる仕組みとなっており、これまでに1万5千円相当の加算が得られる区分を取得していた事業所・施設は、処遇改善加算(I)のみを取得することにより、月額1万2千円相当の上乗せ分が得られる。 なお、処遇改善加算(I)~(IV)については、いずれかの区分で取得した場合、当該区分以外の処遇改善加算は取得できないことに留意すること。(平27.2版 VOL471問36)

加算•減算名	実 体 加算・減算	加算·減算適用要件
介護職員処遇改善加 算 Q&A	新設の介護職員処遇改善加算の(I)と(II)の算定要件について、具体的な違いをご教授いただきたい。	キャリアパス要件については、 ① 職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件と賃金体系を定めること等(キャリアパス要件 I) ② 資質向上のための具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保していること等(キャリアパス要件 II) があり、処遇改善加算(II)については、キャリアパス要件 I かキャリアパス要件 II のいずれかの要件を満たせば取得可能であるのに対して、処遇改善加算(II)については、その両方の要件を満たせば取得可能となる。また、職場環境等要件については、実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知している必要があり、処遇改善加算(II)については、平成27年4月から実施した取組が対象であるのに対して、処遇改善加算(I)については、平成27年4月から実施した取組が対象となる。 なお、処遇改善加算(I)の職場環境等要件について、平成27年9月末までに届出を行う場合には、実施予定である処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していることをもって、要件を満たしたものとしている。(平27.2版 VOL471問37)
	事業者が加算の算定額に相当する介護職員の賃金改善を実施する際、賃金改善の基準点はいつなのか。	賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準と、加算を取得し実施される賃金水準の改善見込額との差分を用いて算定されるものであり、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準とは、以下のとおりである。なお、加算を取得する月の属する年度の前年度に勤務実績のない介護職員については、その職員と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。の平成26年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の場合、次のいずれかの賃金水準・加算を取得する直前の時期の賃金水準(介護職員処遇改善交付金(以下「交付金」という。)を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)・加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。)の平成26年度以前に加算を取得していない介護サービス事業者等の介護職員の場合加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(平27.2版 VOL471 問38)

加算•減算名	実体施制	加算•減	算		加算•減算適用要件
	職場環境 取組」とい また、処 て実施し のと取り 更に、i	は、具体的にと 処遇改善加算 でいる処遇改 扱ってよいか。 過去に実施し	ごのような (I)を取 善の内な た賃金改	件)で求められる「賃金改善以外の処遇改善へのはものか。 な得するに当たって、平成27年4月以前から継続し容を強化・充実した場合は、算定要件を満たしたもな善以外の処遇改善の取組と、成27年4月以降には、届出書の中でどのように判別するのか。	職場環境等要件を満たすための具体的な事例は、平成27年3月31日に発出された老発 0331第34号の別紙様式2の(3)を参照されたい。 また、処遇改善加算(I)を取得するに当たって平成27年4月から実施した賃金改善以外の処遇改善の取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目について、平成20年10月から実施した当該取組内容と重複することは差し支えないが、別の取組であることが分かるように記載すること。 例えば、平成20年10月から実施した取組内容として、介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットを導入し、平成27年4月から実施した取組内容として、同様の目的でリフト等の介護機器等を導入した場合、別紙様式2の(3)においては、同様に「介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入」にチェックすることになるが、それぞれが別の取組であり、平成27年4月から実施した新しい取組内容であることから、その他の欄にその旨が分かるように記載すること等が考えられる。(平27.2版 VOL471 問39)
介護職員処遇改善加 算 Q&A				、「一時金支給日まで在籍している者のみに支給 には全く支払われない)」という取扱いは可能か。	処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が処遇改善加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。 ただし、この場合を含め、事業者は、賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、賃金改善額等について、計画書等に明記し、職員に周知すること。 また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いるなど分かりやすく説明すること。(平27.2版 VOL471 問40)
身 QQA		っているが、総			介護予防・日常生活支援総合事業に移行した場合には、保険給付としての同加算は取得できない取扱いとなる。(平27.2版 VOL471 問41)
	に関して 介護研 ② 計 を 会 する で の き が き が き が き が き が き が き が る う き う う き う う う う う う う う う う う う う う	、下記の取組、で受講を認め で受講を記め の賃金に上身 に関する交通 と。 職員の健康診	に要した かた研修 乗せして 費につい 診断費用	る「処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善」 費用を賃金改善として計上して差し支えないか。 に関する参加費や教材費等について、あらかじめ 支給すること。 いて、あらかじめ介護職員に賃金に上乗せして支 や、外部から講師を招いて研修を実施する際の費 費用を介護職員の賃金改善とすること。	処遇改善加算を取得した介護サービス事業者等は、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれない。 当該取組に要する費用以外であって、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を行うための具体的な方法については、労使で適切に話し合った上で決定すること。(平27.2版 VOL471 問42)
	職員の賃付金を取 直前の時 ついては	賃金改善の基≧ ₹得していた場 持期とは、具体	集点の1 合は、3 的にいて 得可能。	1算を取得していた介護サービス事業者等の介護 つに「加算を取得する直前の時期の賃金水準(交 で付金による賃金改善の部分を除く。)」とあるが、 つまでを指すのか。交付金を受けていた事業所に となる前の平成21年9月以前の賃金水準を基準点	平成26年度以前に従来の処遇改善加算を取得していた介護サービス事業者等で、交付金を受けていた事業所の介護職員の賃金改善に当たっての「直前の時期の賃金水準」とは、平成24年度介護報酬改定Q&A(vol.1)(平成24年3月16日)処遇改善加算の問223における取扱いと同様に、平成23年度の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)をいう。したがって、平成24年度介護報酬改定における取扱いと同様に、交付金が取得可能となる前の平成21年9月以前の賃金水準を賃金改善の基準点とすることはできない。(平27.2版 VOL471 問43)

加算•減算名	実 体 加算・減算	加算•減算適用要件
	平成26年度以前に従来の処遇改善加算を取得した際、職場環境的要件)について、2つ以上の取組を実施した旨を申請していた。	競等要件(旧定量 職場環境等要件(旧定量的要件)について、2つ以上の取組を実施した旨を過去に申請場合、今般、新していたとしても、あくまでも従来の処遇改善加算を取得するに当たっての申請内容であるとから、今般、新しい処遇改善加算を取得するに当たっては、平成27年4月から実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に対して、新たに周知する必要がある。 なお、その取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目の上で、平成20年10月から実施した当該取組内容と重複することは差し支えないが、別の取組であることが分かるように記載すること。(平27.2版 VOL471 問44)
	職場環境等要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇のでといったカテゴリー別に例示が挙げられているが、処遇改善加算たっては、各カテゴリーにおいて1つ以上の取組を実施する必要	を取得するに当 る要件と明らかに重複する事項でないものを1つ以上実施すること。(平27.2版 VOL
介護職員処遇改善加 算 Q&A	平成27年度に処遇改善加算を取得するに当たって、賃金改善にして、平成26年度の賃金水準と比較する場合であって、平成26年給が行われた場合、前年度となる平成26年度の賃金水準につい前の賃金水準となるのか、定期昇給後の賃金水準となるのか、賃金水準になるのか。	F度中に定期昇 一人当たりの賃金月額である。(平27.2版 VOL471 問46) いては、定期昇給
	今般、処遇改善加算を新しく取得するに当たって、処遇改善加算当する賃金改善分について、以下の内容を充てることを労使でお定要件にある当該賃金改善分とすることは差し支えないか。 ① 過去に自主的に実施した賃金改善分 ② 通常の定期昇給等によって実施された賃金改善分	

加算•減算名	実体 加算・減算		加算·減算適用要件
加 异 · // / / / / / / / / / / / / / / / /	平成27年度以降に処遇改善	取得していない場合の賃金の総額」の時点について	賃金改善に係る比較時点に関して、加算を取得していない場合の賃金水準とは、平成26年度以前に処遇改善加算を取得していた場合、以下のいずれかの賃金水準となる。・処遇改善加算を取得する直前の時期の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)・処遇改善加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。) 平成26年度以前に処遇改善加算を取得していない場合は、処遇改善加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準となる。また、事務の簡素化の観点から、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(3)①口のただし書きによる簡素な計算方法により処遇改善加算(I)を取得する場合の「加算を取得していない場合の賃金の総額」は、処遇改善加算(I)を初めて取得する月の属する年度の前年度の賃金の総額であって、従来の処遇改善加算(I)を初めて取得し実施された賃金の総額となる。このため、例えば、従来の処遇改善加算(I)を取得していた場合であって、平成27年度に処遇改善加算(I)を初めて取得し、上記のような簡素な計算方法によって、平成27年度に処遇改善加算(I)を初めて取得し、上記のような簡素な計算方法によって、平成28年度も引き続き処遇改善加算(I)を取得するに当たっての「加算を取得していない場合の賃金の総額」の時点は、平成26年度の賃金の総額となる。(平27.2版 VOL471 問48)
介護職員処遇改善加 算 Q&A	介護職員が派遣労働者の場	合であっても、処遇改善加算の対象となるのか。	介護職員であれば派遣労働者であっても、処遇改善加算の対象とすることは可能であり、賃金改善を行う方法等について派遣元と相談した上で、介護職員処遇改善計画書や介護職員処遇改善実績報告書について、対象とする派遣労働者を含めて作成すること。 (平27.2版 VOL471 問49)
	平成27年度から新たに介護† 算の取得は可能か。	ナービス事業所・施設を開設する場合も処遇改善加	新規事業所・施設についても、加算の取得は可能である。この場合において、介護職員 処遇改善計画書には、処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準からの賃金改善 額や、賃金改善を行う方法等について明確にすることが必要である。 なお、方法は就業規則、雇用契約書等に記載する方法が考えられる。(平27.2版 V OL471 問50)
		出は毎年必要か。平成27年度に加算を算定してお 定する場合、再度届け出る必要があるのか。	介護職員処遇改善加算を算定しようとする事業所が前年度も加算を算定している場合、介護職員処遇改善計画書は毎年提出する必要があるが、既に提出された計画書添付書類については、その内容に変更(加算取得に影響のない軽微な変更を含む)がない場合は、その提出を省略させることができる。(平27.2版 VOL471 問51)
	(IV)となるが、既存の届出内 定に係る介護給付費算定等(介護給付費算定に係る体制状況一覧については、その内容に変更がある場合は届出が必要になるが、各自治体の判断において対応が可能であれば、届出書は不要として 差し支えない。(平27.2版 VOL471 問52)
	月の前月までに実施した介護		処遇改善加算(I)の職場環境等要件について、平成27年9月末までに届出を行う場合 には、実施予定である処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していることをもって、要件を満たしたものとしている。(平27.2版 VOL471 問53)

加算•減算名	実体加算・減算		加算•減算適用要件
	これまでに処遇改善加算を取ら処遇改善加算を取得する(こ当たって、介護職員処遇改善計画書や介護給付費 必要な書類の提出期限はいつ頃までなのか。	平成27年4月から処遇改善加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、4月15日までに介護職員処遇改善計画書の案や介護給付費算定に係る体制等に関する届出を都道府県知事等に提出し、4月末までに確定した介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を提出する必要がある。(平27.2版 VOL471 問54)
		気付書類(就業規則等)の省略を行ってよいか。	前年度に処遇改善加算を算定している場合であって、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、各自治体の判断により、その提出を省略して差し支えない。(平27.2 版VOL471 問55)
介護職員処遇改善加 算 Q&A		金が引き下げられた場合の取扱いはどうなるのか。の提出が必要となるのか。	処遇改善加算を用いて賃金改善を行うために一部の賃金項目を引き上げた場合であっても、事業の継続を図るために、賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた場合については、特別事情届出書を届け出る必要がある。なお、介護職員の賃金水準を引き下げた後、その要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要がある。また、その際の特別事情届出書は、以下の内容が把握可能となっている必要がある。・処遇改善加算を取得している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容・介護職員の賃金水準の引下げの内容・当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み・介護職員の賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きを行った旨(平27.2版 VOL471 問56)
		れば、特別事情届出書は提出しなくてもよいのか。	処遇改善加算は、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(2)②の賃金改善に係る比較時点の考え方や、2(3)①ロのただし書きによる簡素な計算方法の比較時点の考え方に基づき、各事業所・施設が選択した「処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準」と比較し、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施を求めるものであり、当該賃金改善が実施されない場合は、特別事情届出書の提出が必要である。(平27.2版 VOL471 問57)
		いか。	一部の職員の賃金水準を引き下げた場合であっても、事業所・施設の介護職員全体の賃金水準が低下していない場合は、特別事情届出書を提出する必要はない。ただし、事業者は一部の職員の賃金水準を引き下げた合理的な理由について労働者にしっかりと説明した上で、適切に労使合意を得ること。(平27.2版 VOL471 問58)
		られた場合、特別事情届出書の提出は必要なのか。	事業の継続を図るために特別事情届出書を提出した場合を除き、賃金水準を低下させてはならないため、業績連動型の賞与や手当が減額された結果、賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた場合、特別事情届出書の提出が必要である。(平27.2版 VOL471 問59)

加算•減算名	実 体 加算·減算 加算·減算 加算·減算適用要件
	事業の継続が可能にもかかわらず経営の効率化を図るといった理由や、介護報 特別事情届出書による取扱いについては、事業の継続を図るために認められた例外的
介護職員処遇改善加算 Q&A	新しい処遇改善加算を取得するに当たってあらかじめ特別事情届出書を提出し、事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で賃金改善を行う予定であっても、当該加算の取得は可能なのか。 特別事情届出書を届け出ることにより、事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行うことが可能であるが、介護職員の賃金水準を引き下げた後、その要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要があることがった。本取扱いについては、あくまでも一時的な対応といった位置付けのものである。したがって、新しい処遇改善加算を取得するに当たってあらかじめ特別事情届出書を提出するものではなく、特別な事情により介護職員処遇改善計画書に規定した賃金改善を実施することが困難と判明した、又はその蓋然性が高いと見込まれた時点で、当該届出書を提出すること。(平27.2版 VOL471 問61)
	特別事情届出書を提出し、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除 く。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合、賃金水準の引下げに当たっての比 較時点はいつになるのか。 マ成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(2)②の賃金改善に係る比較時点 の考え方や、2(3)①ロのただし書きによる簡素な計算方法の比較時点の考え方に基づ き、各事業所・施設が選択した「処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準」と比較 すること。(平27.2版 VOL471 問62)